

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和元年7月30日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

（平成31年1月1日～1月31日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
栗原 健昇	栗原けんしょう後援会	平成31年1月24日
堀口 修一	ほりぐち修一後援会	平成30年12月31日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
南 政夫	平野政友会	平成29年12月22日